

発信日：令和6年（2024年）5月9日（木）

発信元：つくば市 総務部 人事課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

職員給与における手当等の未払いについて



職員給与のうち、特殊勤務手当等の未払いが判明し、当該未払い分を過去3年に遡って支給することとしました。

1 経緯

- 令和5年9月 福祉部社会福祉課の職員から時間外勤務手当の未払いがあるとの指摘があり調査・ヒアリングを進める
- 令和6年1月 時間外勤務手当について、所属課の職員に対して未申請について申請を促す
- 令和6年2月 福祉部社会福祉課の職員から特殊勤務手当の未払いがあると指摘あり
- 令和6年3月 特殊勤務手当支給対象業務についての解釈が各職員で異なっていたことが判明したことから、支給基準を明確化し、所属課の職員に対して過去3年分の未申請について申請を促す
- 令和6年5月 特殊勤務手当の未申請分を確認し金額を確定
- 時間外勤務手当については申請に基づきシステムのログ等により、現在突合作業中

2 対象者数及び金額

特殊勤務手当については、現時点で令和2年度が12人で15,950円、令和3年度が14人で96,250円、令和4年度が15人で162,525円、令和5年度が16人で95,700円です。

時間外勤務手当の対象人数及び金額については、現在調査中です。確定次第公表します。

3 原因

特殊勤務手当については、手当支給対象業務の判断基準があいまいであったため管理職によって判断が違ってしまったこと、また、時間外勤務手当については、申請をできるだけしないよう管理職により不適切な指導が行われたことにより、職員が時間外を申請しにくい状況になっていたことが主な要因と考えています。

4 今後の対応

未払い手当等については、内容の精査が終わり次第、速やかに追加支給をします。

5 市長コメント

支給されるべき手当が条例を逸脱した不適切な指導により支給されていなかったことに対し、遵法の範であるべき行政として市民の信頼を損ねることとなり、深くお詫び申し上げます。また、その対象となった職員にも申し訳なく思います。

これまでも全庁的に時間外勤務については必ず申請すること、また管理職に対しては部下に時間外勤務をさせる場合には必ず事前に業務命令を行った上で、内容について状況を監督すること等、繰り返し指示をしてきましたが、このような事案を発生させてしまったことを反省しております。不適切な指導をした職員の処分はこれから規定に基づいて行いますが、監督責任を重く受け止め、まず私と両副市長の減給（私が減給10%を2か月、両副市長が減給10%を1か月。議会議決事項なので条例改正案を直近の議会に提出します。）を行います。

本日、改めて時間外の申請徹底を周知しました。また、全庁的に同様の事例がないかの調査を開始します。

今後このようなことが決して無きよう、適切な労務管理体制を確立すべく、改善に向けて取り組んでいきます。